



令和5年3月31日  
国土交通省 九州地方整備局

## 球磨川流域で初の登録

### 熊本県八代市坂本地区河川防災ステーション整備計画

～令和2年7月洪水を踏まえて、防災拠点を八代市と連携して整備～

国土交通省は、令和5年3月31日付けで、新たに4箇所の河川防災ステーション整備計画を登録しました。九州では、新たに1件（熊本県八代市坂本地区河川防災ステーション）が登録されたのでお知らせいたします。球磨川流域での河川防災ステーションの登録は初となります。

登録に伴い、八代市長と九州地方整備局長による調印式を開催します。

○九州における《河川防災ステーション整備計画》新規登録箇所 以下1箇所  
（新規登録箇所を含め、九州管内の河川防災ステーションは14箇所になります）

・熊本県<sup>やつしろ</sup>八代市<sup>さかもと</sup>坂本地区河川防災ステーション（<sup>くま</sup>球磨川）

○「坂本地区河川防災ステーション」の整備内容

#### 【国土交通省】

・災害時の緊急復旧を行う上で必要な土砂など資材を事前に備蓄しておくほか、資材の搬出入やヘリコプターの離着陸などに必要な基盤整備を行います。

#### 【八代市】

・洪水時に八代市が行う水防活動など行う拠点として水防センターを整備します。なお、河川防災ステーションは、平常時には、防災教育等の活動の場や地域のコミュニティの場として活用し、防災に対する意識向上や坂本地区の復興や賑わいづくりを図ります。

○なお、登録に伴い確認書調印式を下記の日時に行います。

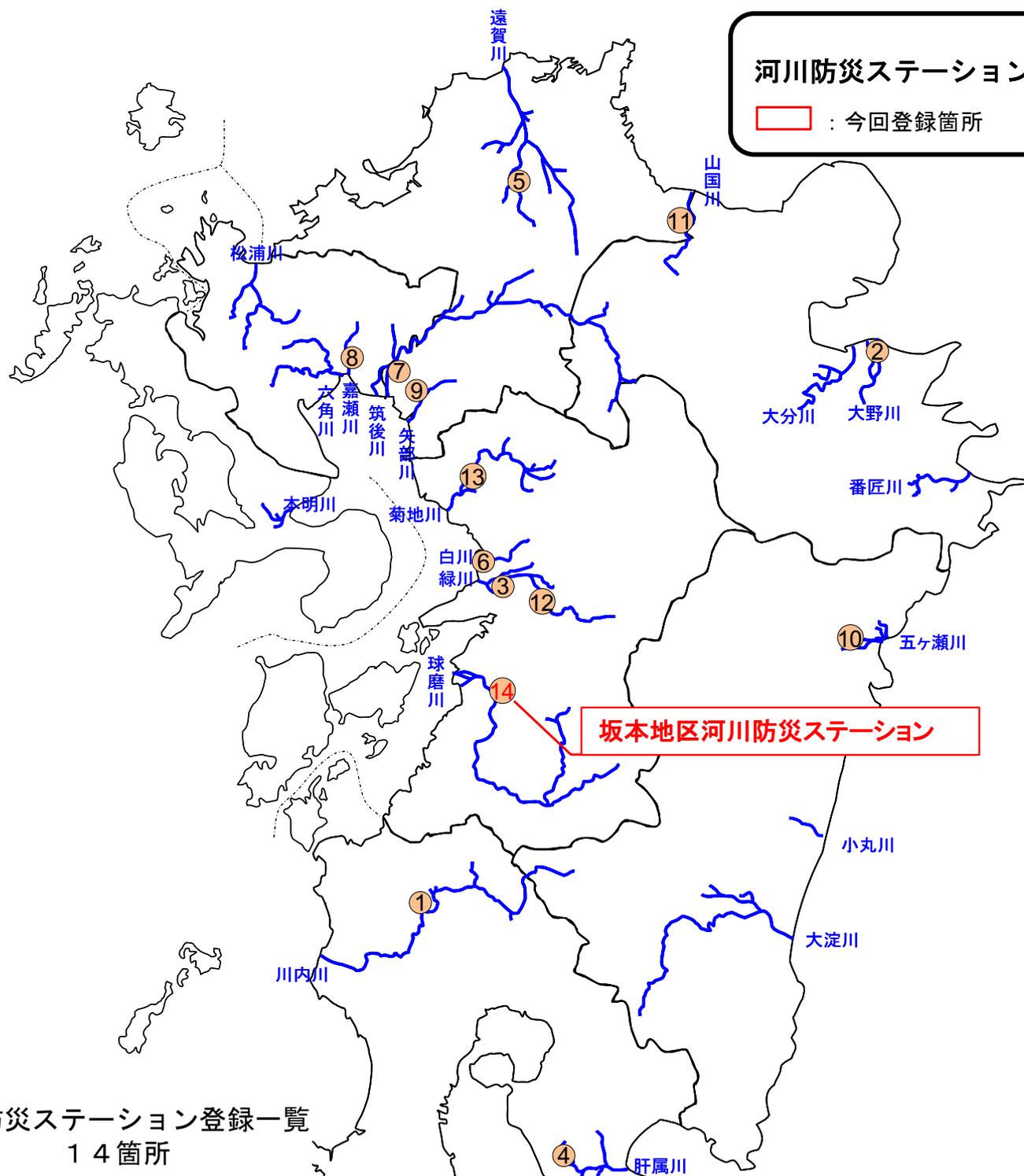
- 日時 : 令和5年4月27日（木）13:30～（30分程度）
- 開催場所 : 八代市役所市民交流エリア 多目的ホール
- 出席予定者 : 八代市長、九州地方整備局長、八代河川国道事務所長

- 別紙 1 九州地方整備局管内「河川防災ステーション」位置図  
別紙 2 球磨川坂本地区河川防災ステーションの整備計画概要  
別紙 3 「球磨川坂本地区河川防災ステーション整備計画」確認書調印式次第案  
参 考 河川防災ステーションの概要

◆問い合わせ先	九州地方整備局	TEL 092-471-6331(代表)
河川部	河川計画課長	酒匂 <sup>きこう</sup> 一樹 <sup>かずき</sup> (内線 3611) (直通 092-476-3523)

# 九州地方整備局管内「河川防災ステーション」位置図

(令和5年3月現在)



河川防災ステーション登録箇所  
 : 今回登録箇所

**坂本地区河川防災ステーション**

河川防災ステーション登録一覧  
14箇所

No.	施設名称	河川名	県名	市町村名	承認年度
1	川内川栗野防災ステーション	川内川	鹿児島	始良郡湧水町	H6
2	大野川河川防災ステーション	大野川	大分	大分市	H7
3	築電地区河川防災ステーション	緑川	熊本	宇土市	H8
4	王子地区河川防災ステーション	肝属川	鹿児島	鹿屋市	H8
5	遠賀川河川防災ステーション	遠賀川	福岡	飯塚市	H9
6	小島地区河川防災ステーション	白川	熊本	熊本市	H10
7	久留米市西部河川防災ステーション	筑後川	福岡	久留米市	H11
8	荻野地区河川防災ステーション	嘉瀬川	佐賀	佐賀市	H15
9	六合地区河川防災ステーション	矢部川	福岡	柳川市	H28
10	天下地区河川防災ステーション	五ヶ瀬川	宮崎	延岡市	H28
11	唐原地区河川防災ステーション	山国川	福岡	築上郡上毛町	R1
12	船津地区河川防災ステーション	緑川	熊本	上益城郡甲佐町	R2
13	元玉名地区河川防災ステーション	菊池川	熊本	玉名市	R3
14	坂本地区河川防災ステーション	球磨川	熊本	八代市	R4

# 「坂本地区河川防災ステーション」(熊本県八代市)

別紙 2

対象河川 : 一級河川 球磨川水系球磨川 【国管理河川】

市町村名 : 熊本県八代市

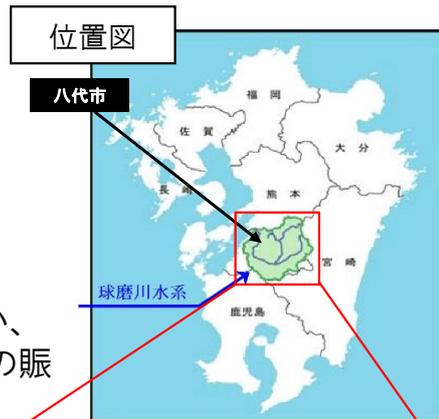
## 1. 概要

坂本地区河川防災ステーションは、八代市が整備する水防センターと一体となり、災害時の緊急復旧活動や水防活動の拠点となる施設です。

平時は、八代市が水防センターを水防訓練や防災教育等に活用するほか、屋外はふるさとまつりや菜の花ウォークなどのイベントで活用するなど、地域の賑わいづくりや地域活性化に寄与することが期待されています。

## 2. 整備内容

- 国土交通省 : 緊急復旧用資材(土砂、岩砕等)の備蓄、ヘリポート等
- 八代市 : 水防センター

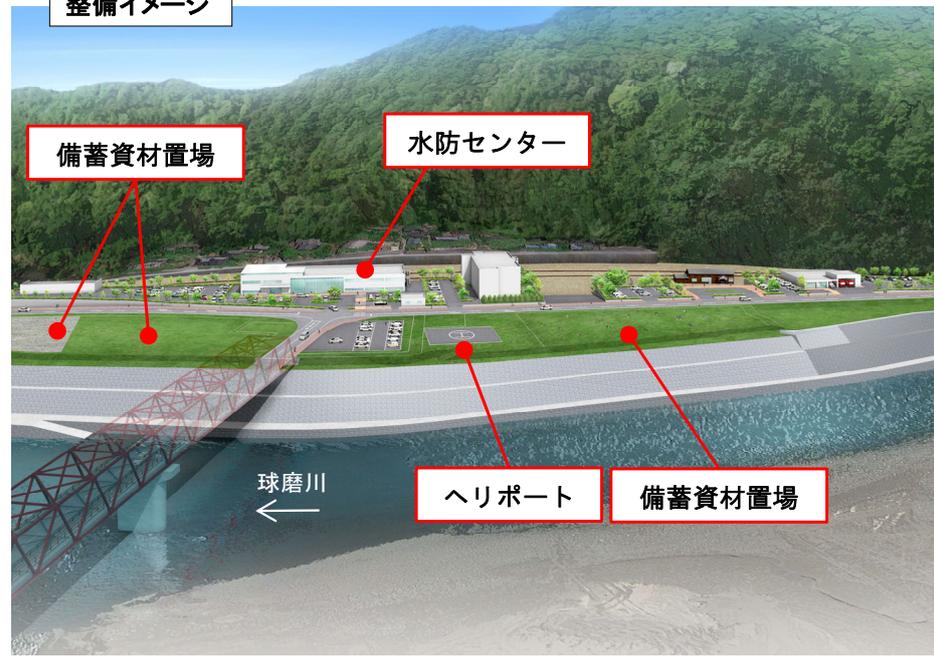


R2.7洪水による被害状況(八代市)

整備範囲



整備イメージ



平常時利用施設(案)



※今後、工事実施のための詳細な設計等を実施することにより、実施内容を変更する場合があります。

「球磨川坂本地区河川防災ステーション整備計画」確認書調印式

日時：令和5年4月27日（木） 13：30～

場所：八代市役所市民交流エリア多目的ホール

式次第

1. 開会
2. 概要説明（河川防災ステーション）
3. 調印
4. 記念撮影
5. 挨拶
6. 閉会

※閉会后、取材対応

# 河川防災ステーション

～地域で守るふれあいのスペース～

「河川防災ステーション」は、水防活動を行う上で必要な土砂などの緊急用資材を事前に備蓄しておくほか、資材の搬出入やヘリコプターの離着陸などに必要な作業面積を確保するものです。洪水時には市町村が行う水防活動を支援し、災害が発生した場合には緊急復旧などを迅速に行う基地となるとともに、平常時には地域の人々の交流や憩いの場として、また河川を中心とした文化活動の拠点として大いに活用される施設です。国土交通省では、今後も地方自治体と連携を図り計画的かつ積極的に整備していきます。

## 《 「河川防災ステーション」の設置位置 》

設置位置は、次のようなことを考慮して決めます。

- ① 水防センターなどの関連施設と河川防災ステーションとの役割分担
- ② 重要水防箇所の状況
- ③ 過去に大きな被害を受け、水防活動や緊急復旧の実績のある区間及びその状況
- ④ 想定される水防活動及び緊急復旧活動に関わる輸送路の状況
- ⑤ 水防災意識の向上が期待できるよう、平常時にも一般の利用が活発に行われ、河川を軸とした文化活動の拠点として活用されるとともに、河川事業の展示活動、研修などが展開できる地域

## 《 新規に整備を要望する市町村は、最寄りの河川事務所等に相談を 》

「河川防災ステーション」を整備する際は、洪水時の水防活動及び緊急復旧活動の拠点として整備されるものであり、設置位置、規模、事業効果、その他必要事項を記入した整備計画を作成し、水管理・国土保全局長に登録申請する必要があります。

「河川防災ステーション」は、河川管理者と水防管理者が一体となって整備する施設ですので、市町村等と調整が図られた計画が設置要望の必須条件となります。新規要望を検討されている市町村につきましては、河川管理者（直轄河川については国土交通省河川事務所等、補助河川については都道府県土木事務所等）にご相談ください。

